

事務連絡
令和7年8月6日

一般社団法人日本建設業連合会の長 殿

国土交通省不動産・建設産業局建設業課

【再送】 災害時に活用した建設機械の実態調査へのご協力をお願い

平素より国土交通行政の推進にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和7年6月30日に開催された中央建設業審議会では、今後の経営事項審査の改正の方向性に関する議題が取り扱われ、①担い手の育成・確保、②災害対応力の強化の取組の努力を適正に評価・後押しするための改正を検討したいことについて、ご説明させていただいたところです。(別添「【ご参考】0630 中央建設業審議会抜粋資料」)

現在国土交通省では、中央建設業審議会でのご説明を踏まえ、経営事項審査の改正案の整理を行っているところですが、建設業界の実態を踏まえた検討とするべく、災害時に活用した建設機械について、建設業者を対象としたアンケート調査を実施させていただきます。

貴団体におかれましては、ご多用の折とは存じますが、傘下の建設業者へのアンケートの依頼にご協力いただけますようお願いいたします。

回答にあたっては、傘下の建設業者において**【8月31日(日)】**までに以下のWEBリンクにてご回答いただきますようお願い申し上げます。

〈回答用：WEBリンク〉

<https://forms.office.com/r/qG7KN1CeQU>

※本アンケートは、令和7年8月31日時点で有効な経営事項審査の結果を保有している建設業者が対象です。

※再送に伴い、WEBリンクは以前お送りしたものから変更しております。既にご回答いただいている対象の建設業者の皆様におかれては、誠に申し訳ございませんが、再度ご回答いただけますと幸いです。

※各建設業者につき、回答は1回まででお願いします。

※回答にあたっては、別添「調査票」をご参照ください。

※回答可能な機械は3つまでのため、活用実績の多いものからご回答ください。

また、WEBリンク内の設問内容を記した別添「(再送)【ご参考(設問内容)】災害時に活用した建設機械について」をお送りしますが、こちらの用紙の提出によるご回答はお控えいただけますと幸いです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、何卒よろしくようお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

電話 : 03-5253-8111 (内線 : 24734)

III. 経営事項審査の改正の視点

検討事項
⇒次回中建審で結論

改正の視点

持続可能な建設業に向けた①担い手の育成・確保や、「地域の守り手」としての②災害対応力の強化の取組の努力を適正に評価・後押しするとともに、③建設業許可要件の改正を踏まえた審査項目・基準の見直しを検討したい。

① 担い手の育成・確保

建設業の処遇改善の原資となる労務費の確保・行き渡り等のための取組や、CCUSの就業履歴の蓄積に関する評価項目を設定することが必要

「技能者を大切にせる企業の自主宣言」の宣言状況について加点項目として追加してはどうか (p6.7)

② 災害対応力の強化

能登半島地震の応急復旧工事での活用実績等を踏まえ、加点対象となる建設機械を追加することで災害対応力強化を図ることが必要

加点対象機械の拡大をしてはどうか (p8)

③ 令和2年の建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

令和2年10月に建設業許可・更新の要件に社会保険加入が追加され、令和7年10月以降に経営事項審査を受審する企業は社会保険加入に係る許可要件を当然満たすことに

許可・更新時に確認がなされる社会保険加入に関する審査項目を削除してはどうか (p9)

IV-② 「建設機械の保有状況」の改正方針(W7)

検討事項
⇒次回中建審で結論

- 現行は、災害時の復旧対応に使用され、かつ定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な9種類を評価。
- 令和4年度改正に際し、アンケート結果を踏まえ、災害時の使用実績が相対的に多い建設機械を加点対象に追加したが、令和6年能登半島地震の応急復旧工事において活用された建設機械の中には、当該アンケートで災害時に回答があったものの加点対象としなかった建設機械もあることが判明。
- 令和6年能登半島地震は、地理的・社会的・季節的特徴を有するとともに、地震・津波に加え、復旧途上での大雨という複合災害の側面を有する災害であり、多様な災害への対応という観点で特に参考にすべきであるところ、同地震における応急復旧工事での活用実績も踏まえた見直しを図ってはどうか。

特定自主検査

製造時検査又は性能検査

自動車検査

現行

ショベル系掘削機



ブルドーザー



トラクターショベル



締固め用機械



解体用機械



高所作業車



モーターグレーダー



移動式クレーン
(つり上げ荷重3t以上)



ダンプ
(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)



加点対象となる建設機械を適切に審査する観点から、「建設機械抵当法」または「労働安全衛生法」において建設機械として規定されており、定期検査により保有・稼働確認ができる建設機械のうち、

- 今後実施するアンケートで、災害時に活用された実績が相応にあり、
- 又は、令和6年能登半島地震の応急復旧工事において活用された建設機械を加点対象としたい

(再送) 【ご参考(設問内容)】 災害時に活用した建設機械について

令和7年8月6日

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

【1 貴社の基本情報について】

1-1 本アンケートは、令和7年8月31日時点で有効な経営事項審査の結果を保有している建設業者が対象です。**【必須】**

回答例) 対象

1-2 貴社の主たる営業所が位置する都道府県を教えてください。**【必須】**

回答例) 東京都

1-3 貴社が主として営む建設業の種類を教えてください。**【必須】**

回答例) 土木一式工事

1-4 前問においてご回答いただいた建設業について建設業許可を受けている場合、大臣許可と知事許可の別、特定建設業許可と一般建設業許可の別について教えてください。**【必須】**

回答例) 大臣許可 特定建設業許可

1-5 直近事業年度における貴社の完成工事高（営む建設業全ての合計）として、以下の区分のうち当てはまるものを選択ください。**【必須】**

完工高区分	回答欄	完工高区分	回答欄
1千万円未満	(例) ○	10億円以上、50億円未満	
1千万円以上、5千万円未満		50億円以上、100億円未満	
5千万円以上、1億円未満		100億円以上、200億円未満	
1億円以上、10億円未満		200億円以上	

1-6 貴社の資本金の額として、以下の区分のうち当てはまるものを選択ください。**【必須】**

資本金区分	回答欄	資本金区分	回答欄
5百万円未満	(例) ○	1億円以上、10億円未満	
5百万円以上、1千万円未満		10億円以上、50億円未満	
1千万円以上、2千万円未満		50億円以上、100億円未満	
2千万円以上、5千万円未満		100億円以上	
5千万円以上、1億円未満		個人事業主	

【2 災害時に活用した建設機械について】

2-1 調査票 A・B に記載の現行制度で加点対象外の機械又はその他の建設機械の中で、貴社が保有（又はリース）している建設機械であって、国又は地方公共団体等との防災協定に基づいて行った災害対応等において活用されたものを選択又はご記入ください。【必須】

※3 機械まで回答可能。Web 回答時は、1 機械ずつの回答となります。

回答例① 2 不整地運搬車

回答例② その他 移動式クレーン（つり上げ荷重 3 トン以上）

2-2 （前問で「その他」以外を回答した方について、）調査票 A・B において、前問で回答した番号以外に同一機械とみなせる回答用番号が存在する場合は、その番号を選択ください。

【必須】

（前問において、14 ペーパー・ドレン・マシンを回答していた場合、）

回答例) 19 ペーバードレンマシーン

2-3 （前問で「その他」を回答した方について、）当該機械であることを特定や証明ができる法令などに基づく制度がある場合、ご記入ください。（例えばダンプの場合は、「自動車検査証（道路運送車両法）の車体形状欄にダンプ、ダンプフルトレーラー又はダンプセミトレーラと記載があること」等のようになるものと考えております。）【任意】

※経営事項審査の加点対象となり得るかの判断に必要なため、御協力を賜れますと幸いです。

回答例② 労働安全衛生法施行令第 12 条第 1 項第 4 号

2-4 回答した機械を活用した災害の名称をご記入ください。【任意】

回答例① 2 不整地運搬車 : ○○地震

回答例② 移動式クレーン（つり上げ荷重 3 トン以上）: 令和▲年△△豪雨

2-5 回答した機械の災害時における用途をご記入ください。【必須】

回答例① 2 不整地運搬車 : 土砂の運搬

回答例② 移動式クレーン（つり上げ荷重 3 トン以上）: 土嚢の積上げ

2-6 当該機械の定期検査方法（検査名・根拠法令）をご記入ください。【任意】

※経営事項審査の加点対象となり得るかの判断に必要なため、御協力を賜れますと幸いです。

回答例① 2 不整地運搬車 : 特定自主検査（労働安全衛生法）

回答例② 移動式クレーン（つり上げ荷重 3 トン以上）: 製造時検査・性能検査（労働安全衛生法）

調査票A(労働安全衛生法関連)

令和7年8月
国土交通省不動産・建設経済局建設業課

分類	機種	回答用番号	根拠法令	
車両系荷役運搬機械	フォークリフト	1	安衛法施行令第13条第3項第8号	
	不整地運搬車	2	安衛法施行令第13条第3項第33号	
車両系建設機械	整地・運搬・積込み用機械	ずり積機	3	安衛法施行令別表第7第1号
		スクレーパー	4	
		スクレープ・ドーザー	5	
	掘削用機械	バケット掘削機	6	安衛法施行令別表第7第2号
		トレンチャー	7	
	基礎工専用機械	くい打機	8	安衛法施行令別表第7第3号
		くい抜機	9	
		アース・ドリル	10	
		リバース・サーキュレーション・ドリル	11	
		せん孔機 (チューピングマシンを有するもの)	12	
		アース・オーガー	13	
		ペーパー・ドレーン・マシン	14	
	コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車	15	安衛法施行令別表第7第5号

調査票B(建設機械抵当法関連)

令和7年8月
国土交通省不動産・建設経済局建設課

分類	名称	範囲	回答用番号	根拠法令
1 掘削機械	連続式バケット掘削機	走行装置及び二キロワット以上の掘削用原動機を有するもの	16	建設機械抵当法施行令別表
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が〇・五トン以上のもの	17	
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの	18	
	ペーパードレーンマシン		19	
	大口径掘削機	スクリー式でないもの	20	
	アースオーガー		21	
	地下連続壁施工用機械		22	
3 トラクター類	トラクター	自重が三トン以上のもの	23	
4 運搬機械	スクレーパー	積載容量が三立方メートル以上のもの	24	
	機関車		25	
	運搬車	積載重量が一五トン以上のもの	26	
5 起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が三トン以上のもの	27	
	タワークレーン		28	
	デリッククレーン		29	
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が二トン以上のもの	30	
	ウインチ	二キロワット以上の原動機を有するもの	31	
	エレベーター		32	
6 ボーリング機械	ボーリングマシン	三キロワット以上の原動機を有するもの	33	
	ドリルジャンボ	鑿岩機を支持するアームが二本以上のもの	34	
	クローラードリル		35	
7 トンネル機械	たて杭掘進機		36	
	トンネル掘進機		37	
	シールド掘進機		38	
	ずり積み機		39	
8 整地・締め固め機械	スタビライザー		40	
	アグリゲートスプレッダー		41	
	ロードローラー	自重が八トン以上のもの	42	
	タイヤローラー		43	
	振動ローラー	自走式のものにあつては自重が八トン以上のもの、被牽引式のものにあつては自重が二トン以上のもの	44	
9 砕石・選別機械	フィーダー	三キロワット以上の原動機を有するもの	45	
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッシャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又はボールミルで、三キロワット以上の原動機を有するもの	46	
	選別機	トロンメル、バイブレイティングスクリーン又はクラッシュファイヤーで、三キロワット以上の原動機を有するもの	47	
	ウォッシュャー	ドラムウォッシュャー又はスクリーウォッシュャーで、三キロワット以上の原動機を有するもの	48	
10 コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ	49	
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの	50	
	コンクリートミキサー	混練容量が〇・三五立方メートル以上のもの	51	
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時五立方メートル以上のもの	52	
	コンクリートブレーサー	打設能力が毎時一〇立方メートル以上のもの	53	
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの	54	
11 舗装機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの	55	
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの	56	
	アスファルトクッカー		57	
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの	58	
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの	59	
	コンクリートペーパー	装軌式のもの	60	
12 船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディッパースしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船で、独航機能を有しないもの	61	
	砕岩船	独航機能を有しないもの	62	
	起重機船		63	
	くい打ち船		64	
	コンクリートミキサー船		65	
	サンドドレーン船		66	
	土運船		67	
	作業台船		鋼製で、独航機能を有しないもの	
13 その他	空気圧縮機	一四キロワット以上の原動機を有するもの	69	
	サンドポンプ	二九キロワット以上の原動機を有するもの	70	
	発電発電機	発電機容量が一五キロボルトアンペア以上のもの	71	